

返戻金制度に関する事項

内定者が入社後 6 ヶ月以内に、本人の都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により退職したときは、受領した紹介手数料から次に定める割合を乗じた金額を返還する。

1 ヶ月以内に退職の場合	80%
3 ヶ月以内に退職の場合	50%
6 ヶ月以内に退職の場合	10%
6 ヶ月を超えた場合	0%